

00019

鳥取縣公報

縣令

昭和二十年八月廿八日
第一千六百五十號

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5列

◇鳥取縣令第二十九號

昭和十八年六月鳥取縣令第三十七號鳥取縣藥工品検査規則
中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年八月二十八日

鳥取縣知事 高橋庸彌

第一條中「繩、蕙及吠」ヲ「繩、蕙、吠及菰」ニ改ム。
 第八條ノ二中「但シ束繩、蕙及吠」ヲ「但シ束繩、蕙、吠
 及菰」ニ改ム。
 樣式第一號備考ノ二中「繩」、
 「蕙」又ハ「吠」ヲ「繩」、
 「蕙」、
 「吠」又ハ「菰」ニ改ム。
 樣式第三號備考ノ二中「繩」、
 「蕙」又ハ「吠」ヲ「繩」、
 「蕙」、
 「吠」又ハ「菰」ニ改メ「蕙及吠」ニ在リテハ
 「ヲ」ヲ「蕙、吠及菰」ニ在リテハ」ニ改ム。

別表ニ左ノ通追加ス

一 菰 規格標準

品名	幅	長サ	編封封間	編手	バケラ	重量	一結束備考
菰三、	尺	六、	尺	六寸	一〇〇	四寸	五〇〇
			箇所	以上			五又ハ
							一〇枚

二 結束及梱包方法

結束ハ直徑二分五厘以上ノ荷造繩ヲ以テ横ニケ所ヲ二
廻リ充分緊括シ男結ビトスベシ

梱包ハ二十枚ヲ一梱トシ直徑三分五厘以上ノ繩ヲ以テ
中央及兩端横三ヶ所ヲ二廻充分緊括シ男結ビトスベシ

◇鳥取縣令第三十號

昭和十八年六月鳥取縣令第三十八號鳥取縣藥工品検査手數
料規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00020

昭和二十年八月二十八日
鳥取縣知事 高 橋 庸 彌

第一條中「蕙及叭一結束ニ付」ヲ「蕙 叭一結束ニ付」ニ改ム

告 示

◇鳥取縣告示第三百六號

昭和十九年十月鳥取縣告示第五百七十三號(醫藥品ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通告改正ス
昭和二十年八月二十八日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌

液体デフテリヤ血清ノ項ヲ左ノ如ク改ム			
液体デフテリヤ血清	アンブル	一管中五百國際免疫單位	、五四
同	同	一管中一千國際免疫單位	、八九
同	同	一管中一千五百國際免疫單位	一、二六
同	同	一管中二千國際免疫單位	一、五七
同	同	一管中二千五百國際免疫單位	一、九一
同	同	一管中三千國際免疫單位	二、二九
肝油(一瓦ニ付ビタミンA二、〇〇〇乃至五、〇〇〇國際單位ノモノ)ノ項ヲ左ノ如ク改ム			
肝油(一瓦ニ付ミタミンA二、〇〇〇乃至五、〇〇〇國際單位ノモノ)	ヒ	五〇〇瓦	三、六四
			四、四一

00021

同	同	二五〇瓦	二、〇七	二、五七
---	---	------	------	------

塩素酸カリ(結晶)ノ項ヲ左ノ如ク改ム

塩素酸カリ(結晶) 紙函 五〇〇瓦 一、六八 二、〇八

鹽素酸カリ(粉末)ノ項ヲ左ノ如ク改ム

鹽素酸カリ(粉末) 紙函 五〇〇瓦 一、七一 二、一三

過マンガン酸カリノ項ヲ左ノ如ク改ム

過マンガン酸カリ 壜 五〇〇瓦 二、九四 三、六四

同 壜 二五瓦 三〇 三、三八

乾燥芒硝ノ項ヲ左ノ如ク改ム

乾燥芒硝 壜 五〇〇瓦 二、一一 二、六〇

硝石ノ項ヲ左ノ如ク改ム

硝石 紙函 五〇〇瓦 一、四八 一、八三

精製硫黃ノ項ヲ左ノ如ク改ム

精製硫黃 紙袋 五〇〇瓦 六六 八一

炭酸ソーダノ項ヲ左ノ如ク改ム

炭酸ソーダ 壜 五〇〇瓦 八七 一、〇五

芒硝ノ項ヲ左ノ如ク改ム

芒硝 壜 五〇〇瓦 八二 九九

明礬(結晶)ノ項ヲ左ノ如ク改ム	紙函	五〇〇瓦	、五五	、六九
明礬(結晶)				
明礬(粉末)ノ項ヲ左ノ如ク改ム	紙函	五〇〇瓦	、五七	、七一
明礬(粉末)				
焼明バンノ項ヲ左ノ如ク改ム	塚	五〇〇瓦	一、三三	一、六三
焼明バン				
硫黄華ノ項ヲ左ノ如ク改ム	紙函	五〇〇瓦	、三五	、四四
硫黄華				
硫酸亞鉛ノ項ヲ左ノ如ク改ム	塚	五〇〇瓦	一、一五	一、四〇
硫酸亞鉛			、一九	、二三
同	同	二五瓦		
硫酸銅ノ項ヲ左ノ如ク改ム	塚	五〇〇瓦	一、六一	一、九八
硫酸銅				
グリセリンノ項ヲ左ノ如ク改ム	塚	五〇〇瓦	二、二八	二、八二
グリセリン				
グリコン酸石灰ノ項ヲ左ノ如ク改ム	塚	五〇〇瓦	三三、二五	三七、八八
グリコン酸石灰			七、二三	八、六六
同	同	一〇〇瓦		

同	同	二五瓦	一、九九	二、四八
硫酸マグネシアノ項ノ前ニ左ノ如ク加フ				
硫酸コデイン	塚	二五瓦	三六、〇五	四一、〇九
同	同	五瓦	七、九二	九、五〇
同	同	一瓦	一、九四	二、四二
磷酸ロデインノ項ヲ左ノ如ク改ム	塚	二五瓦	三三、四三	三八、一〇
磷酸コデイン	同	五瓦	七、二五	八、七〇
同	同	一瓦	一、八一	二、二六
食塩ノ項ヲ左ノ如ク改ム	紙函	五〇〇瓦	、八七	一、〇七
食塩				
カワカワエキスノ項ノ前ニ左ノ如ク加フ				
カンフル酸	紙函	五〇〇瓦	五三、五五	五九、九七
同	同	二五〇瓦		
同	同	二五〇瓦	七、七五	九、二五
同	同	二五〇瓦	四、一七	五、〇五
同	同	二五〇瓦	七、二一	八、六一
同	同	二五〇瓦	三、九九	四、八二

00024

鳥取縣告示第三百七號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル布帛製品註文仕立及改造加工賃並同修繕料金左ノ通指定ス

昭和二十年八月二十八日

鳥取縣知事 高 橋 庸 彌

品名	最高加工賃
一 布帛製品註文仕立及改造最高加工賃	圓
長袖シャツ	二、〇〇
半袖シャツ	一、六〇
子供長袖シャツ	一、六〇
子供半袖シャツ	一、三〇
パツチ	二、〇〇
子供パツチ	一、六〇
子供ズロース	〇、六〇
ブルマー	〇、七五
割烹着	一、五〇
長袖前掛	〇、七〇

子供エプロン	一、〇〇
乳兒涎掛(スタイ)	〇、五〇
ズテテコ	一、八〇
コンビネーション	二、八〇
子供コンビネーション	一、〇〇
男女兒運動シャツ	一、五〇
パンツ(申又テ含ム)	〇、七〇
子供パンツ	〇、五五
ズロース	〇、七五
巻ゲートル	〇、八〇
脚絆型ゲートル	二、〇〇
足袋(八文三分以上)	〇、七〇
同(八文三分未満)	〇、五五
簡單着	三、五〇
子供簡單着	二、八〇
二 ワイシャツ類註文仕立及改造最高加工賃	
品名	最高加工賃
ワイシャツ(折襟及開襟ヲ含ム)長袖	四、〇〇

00025

品名	最高修繕料金
同 (同) (半袖)	三、五〇
カラ!	〇、四〇
折襟ヲ開襟ニ改造	〇、〇〇
折襟ヲ並襟(襟ノミ)ニ改造	〇、八〇
三 ワイシャツ類最高修繕料金	
品名	最高修繕料金
並襟取替	〇、五〇
折襟取替	〇、八〇
カウス取替	〇、八〇
折襟裏返シ	〇、三五
カウス裏返シ	〇、三五
十纏四方迄當布(平面ノ個所へ表若クハ裏ヨリ當布スル場合)	〇、一〇
十五纏四方迄	〇、一五
二〇纏四方迄	〇、二〇
ミシン刺當布三、八纏四方迄ニ付(當布シタル後四耗目ニテミシン刺スル場合)	〇、一〇

(一) 大表加工賃ハ委託者ヨリ生地ノ提供ヲ受ケ、又ハ改造スル場合ノ加工賃ニシテ縫糸以外ノ附屬品代及引解、湯熨斗代ヲ含マズ

引解、湯熨斗ヲ爲シタルトキハ本表加工賃ノ一割上ゲトス

(二) 本表中子供トハ數ヘ年十四才以下向ノモノヲ謂フ

(三) 本表修繕料金ハ縫糸以外ノ附屬品及生地代ヲ含マズ

(四) 本表修繕料金中當布スルモノニシテ圓筒ノケ所ニ在リテハ五割増トス

(五) 受託者ヨリ修繕用生地ヲ提供シタル場合ハ生地代トシテ所要生地ノ仕入價格ニ一、一五ヲ乗ジタル額ヲ加算スルコトヲ得

(六) 本表ニ規定セザル加工若ハ修繕ニアリテハ最モ類似セル低キ料金ニ依ルモノトス

(七) 本表加工賃、修繕料金ハ加工業者組合ノ共同受註所ニ於テ受授スル場合ノ料金ニシテ其ノ他ノ場合ハ二割下ゲトス

共同受註所ノ設置ナキ地區ニ於ケル料金ハ本表料金ノ一

割下ゲトス

(八) 前各號ノ規定ニ依ル計算上生シタル錢位未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツルモノトス

(九) 本表加工賃ニハ特別行爲稅ヲ加算シ得ルモノトス

◇鳥取縣告示第三百八號

昭和二十年八月二十五日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和二十年八月二十八日

鳥取縣知事 高橋庸彌

免許番號

住

所

氏

名

- 一、四八七 東伯郡東郷村大字小鹿谷四七七番地 岸本 美夫
- 一、四九〇 東伯郡舍人村大字藤津 八一九番地 遠藤喜代美
- 一、四九一 西伯郡庄内村大字高田 一二〇番地 宮川 由三
- 一、四九二 西伯郡余子村大字中野 四一五番地 佐々木宮松

◇鳥取縣告示第三百九號

昭和十九年十月鳥取縣告示第五百七十三號(醫藥品ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和二十年八月二十八日

鳥取縣知事 高橋庸彌

乳糖ノ項ヲ左ノ如ク改ム

乳糖 紙函 五〇〇瓦 六、八九 八、二四

◇鳥取縣告示第三百十號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル板こんにヤクノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和二十年八月二十八日

鳥取縣知事 高橋庸彌

板こんにヤク最高販賣價格

種類 卸賣業者最高販賣價格 小賣業者最高販賣價格

板こんにヤク 一箇八〇匁當八錢 一箇七〇匁當九錢

一 板こんにヤクヲ細カニ切リタルモノ又ハ絲狀ニ突出シタルモノモ板こんにヤク最高販賣價格ニ依ルモノトス

二 卸賣業者ノ最高販賣價格ハ買主店尤渡價格トシ小賣業者ノ最高販賣價格ハ賣主ノ店先渡價格トス

昭和二十年八月廿八日印刷
昭和二十年八月廿八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町 印刷所 鳥取縣鳥取市東町